

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社オオツカ
■取組方針掲載ページのURL :	<a href="https://www.fin-e.jp/link/fd01.pdf">https://www.fin-e.jp/link/fd01.pdf</a>
■取組状況掲載ページのURL :	<a href="https://www.fin-e.jp/link/fd02.pdf">https://www.fin-e.jp/link/fd02.pdf</a>

原 則		原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2		【顧客の最善の利益の追求】  金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	方針2 お客様の最善の利益の追求 「適切な提案を徹底することでお客様の最善の利益を実現するよう努めています。」	取組結果1. お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等【生命保険協会代理店業務品質評価制度の認定代理店】 取組結果2. お客様の最善の利益の追求【監査体制の整備】
		(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	方針2 お客様の最善の利益の追求 【具体取組】①お客様のご意向等を踏まえた商品提案の2つ目「各保険会社の代理店手数料基準に間ならない商品提案を可能にします。」	取組結果1. お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等【生命保険協会代理店業務品質評価制度の認定代理店】 取組結果3. 利益粗利の適切な管理【保険提案システムの導入】
原則3		【利益相反の適切な管理】  金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	方針3 利益相反の適切な管理 【具体取組】1つ目 「当該システムは、募集手数料などの水準にこだわることなく、お客様のご意向に沿った商品選択を可能にすることで、募集販売プロセスを標準化することを可能にしております。」	取組結果3. 利益相反の適切な管理 【取扱保険会社の拡充】 【保険提案システムの導入】
		(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。  ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	方針3 利益相反の適切な管理 【具体取組】1つ目 「当該システムは、募集手数料などの水準にこだわることなく、お客様のご意向に沿った商品選択を可能にすることで、募集販売プロセスを標準化することを可能にしております。」	取組結果3. 利益相反の適切な管理 【取扱保険会社の拡充】 【保険提案システムの導入】
原則4	【手数料等の明確化】  金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	方針4 手数料の明確化 【具体取組】1つ目 「申込前に「契約概要」「注意喚起情報」を用いて、お客様にご負担いただく手数料とお客様に損失・不利益等が生じる可能性についてご理解いただくよう努めます。」	取組結果4. 手数料の明確化 「お客様にご負担いただく保険料の一部が保険関係費(保険契約の締結、維持、管理費用等)として充当されることを「契約概要」「注意喚起情報」を用いて必ずご説明いたします。」	
	【重要な情報のわかりやすい提供】  金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	方針5 重要な情報のわかりやすい提供 【お客様に正しく保険商品をご理解いただけるよう、丁寧にご説明いたします。】	取組結果5. 重要な情報のわかりやすい提供 「当社では、株式会社アイリックコーポレーション提供の～商品の選定理由をわかりやすくご案内することができます。」	

原則 5	(注1)	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件</li> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性</li> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)</li> <li>顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響</li> </ul>	実施	<p>方針5 重要な情報のわかりやすい提供 【お客様に正しく保険商品をご理解いただけるよう、丁寧にご説明いたします。】</p>	<p>取組結果3. 利益相反の適切な管理 【保険提案システムの導入】</p> <p>取組結果5. 重要な情報のわかりやすい提供 「当社では、株式会社アイリックコーポレーション提供の～商品の選定理由をわかりやすくご案内することができます。」</p>
	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することができるよう、それぞれの重要な情報をについて提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	当社は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨しておりません。	当社は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨しておりません。
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	<p>方針6 お客様にふさわしいサービスの提供【具体取組】3つ目 「お客様の加入目的、ご年齢～サービスの提供に尽力いたします。」</p>	<p>取組結果6. お客様にふさわしいサービスの提供【リスクプランシート・ライフプランシートの作成】</p>
	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供提供する一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	<p>方針3 利益相反の適切な管理 【具体取組】1つ目 「株式会社アイリックコーポレーション提供の『保険IQシステム』～募集販売プロセスを標準化することを可能にしております。」</p> <p>方針4 手数料等の明確化 「外貨建て保険～②為替相場、市場金利、運用実績等の影響を受けて損失を被る可能性があること。」</p>	<p>取組結果3. 利益相反の適切な管理 【保険提案システムの導入】</p> <p>取組結果4. 手数料の明確化 「特定保険契約商品をご案内する際に～「契約概要」「注意喚起情報」を用いて必ずご説明いたします。」</p>
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	<p>方針5 重要な情報のわかりやすい提供 「特に注意すべき特定保険契約等～ご理解いただきまで丁寧にご説明いたします。」</p>	<p>取組結果3. 利益相反の適切な管理 【保険提案システムの導入】</p> <p>取組結果4. 手数料の明確化 「特定保険契約商品をご案内する際に～「契約概要」「注意喚起情報」を用いて必ずご説明いたします。」</p>
	<p><b>【顧客にふさわしいサービスの提供】</b></p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>		実施	<p>方針6 お客様にふさわしいサービスの提供「お客様の加入目的、ご年齢、ご家族構成～ならびにサービスの提供に尽力いたします。」</p>	<p>取組結果6. お客様にふさわしいサービスの提供【リスクプランシート・ライフプランシートの作成】</p>

	<p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に關し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと</li> <li>具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと</li> <li>金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと</li> </ul>	実施	<p><b>方針6</b> お客様にふさわしいサービスの提供「お客様の加入目的、ご年齢、ご家族構成～ならびにサービスの提供に尽力いたします。」</p> <p><b>【具体取組】1つ目</b> 株式会社アリックコーポレーション社提供の『保険IQシステム』にてライフプランシートを作成し、お客様に今後起こりうるリスク、ライフステージ毎に必要な保障（補償）をご理解いただき、保険商品を提案いたします。</p>	取組結果6. お客様にふさわしいサービスの提供【リスクプランシート・ライフプランシートの作成】
原則6	(注2)  金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	当社は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨しておりません。	当社は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨しておりません。
	(注3)  金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	当社は、金融商品の組成に携わっておりません。	当社は、金融商品の組成に携わっておりません。
	(注4)  金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	<p><b>方針6</b> お客様にふさわしいサービスの提供【具体取組】2つ目 特定保険契約をご案内する際は、適合性の原則に基づき、～保険商品を提案いたします。</p>	取組結果6. お客様にふさわしいサービスの提供【リスクプランシート・ライフプランシートの作成】
	(注5)  金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	<p><b>方針2</b> お客様の最善の利益の追求 【具体取組】④外貨建て保険・変額保険等の特定保険契約のご案内「なお、お客様の保険その他金融商品に関する知識～特定保険契約についてご理解いただけるよう最善を尽くします。」</p>	<p>取組結果2. お客様の最善の利益の追求 「当社は～業務品質の維持、管理に努めております。」 取組結果7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等【資格取得支援制度】</p>
原則7	<p><b>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</b></p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	<p><b>方針7</b> 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等「当社に所属する募集人が、真にお客様本位の業務運営を実現するために、定期的な研修の実施、従業員の評価体系の整備、資格取得を促進する制度を導入しております。」</p>	<p>取組結果7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等【評価体系】【資格取得支援制度】</p>
	(注)  金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	<p><b>方針1</b> お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等【具体取組】2つ目 「【お客様本位の業務運営に係る方針】を取締役会にて制定し公表しております。 併せて、当該方針の定着、浸透に向けた社内教育も実施しております。」</p>	<p>取組結果1. お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等【生命保険協会 代理店業務品質評価制度の認定代理店】</p>

**【照会先】**

部署	株式会社オオツカ ビジネスデベロップメント部
連絡先	hc-gakudai@fin-e.jp